

別紙添付⑪

平成28年(ネ)第382号 損害賠償請求控訴事件
 控訴人 大洋リアルエステート株式会社
 被控訴人 三菱地所株式会社 外6名



証拠説明書

平成28年6月15日

大阪高等裁判所 第12民事部ハ係 御中

控訴人訴訟代理人弁護士

同 弁護士

同 弁護士

同 弁護士

頭書事件につき、下記のとおり証拠の説明を致します。

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲75	「御堂筋フロントタワー新築工事に係わる御社からの問い合わせについて」	写 H22.3.12	被控訴人三菱地所設計	本件建物の建築確認申請から検査済証取得までの経過
甲76	陳述書 (毛利忠之)	写 H26.5.22	岐阜折版工業株式会社 代表取締役専務 毛利忠之	KOF(本施工パネル)の開発経過、本施工パネルと「0076」とは全く別物であること、及び本件と関連する全ての事情 (本陳述書は、別件の民事訴訟で提出された陳述書である。事件番号:平成24年(ワ)第11134号、原告:岐阜折版工業株式会社、被告:旭ビルウォール株式会社、裁判所:東京地方裁判所民事第32部)
甲77	「カーテンウォールの構造方法について(技術的助言)」	写 H20.5.9	国土交通省住宅局建築指導課長	平成19年建築基準法改正までは、耐火性能を満たしているかどうかは総合的に判断されていたこと

甲号証	標目 (原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲78 の1	電子メール (建材試験セン ター)	写 H21. 8. 12	一般財団法人 建材試験セン ター内川恒知	本施工パネルの耐火認定番号を取得 すべく、鹿島建設主導の下で開発が 続けられていたこと、平成21年8月12 日に建材試験センターの耐火性能確 認試験で不合格になったこと
甲78 の2	品質性能試験依頼 書	写 H21. 7. 22	旭ビルウォー ル株式会社、 岐阜折版工業 株式会社	本施工パネルの耐火性能確認試験を 受験したこと
甲78 の3	性能評価申請書	写 H21. 7. 22	同上	同上
甲78 の4	「1. 試験体の選 定」から始まる文 書	写 H21. 7. 22	岐阜折版工業 株式会社	同上
甲79	防耐火性能試験・ 評価業務方法書 (一部)	写 H12. 6. 1 など	一般財団法人 建材試験セン ター	耐火性能試験の試験体は、実際のも のと同一でなければならぬこと
甲80	「試験パネル用鋼 材の製造納入実態 調査の件」	写 H23. 6. 3	JFE鋼板株式 会社名古屋支 店長 岩月	平成22年1月に鹿島建設から再試験体 パネル用の鋼板手配依頼があり、一 度は断ったが、最終的には岡山県の 会社に納入された事実（断った日付 は1月19日。甲76・27頁）
甲81	認定書 (0076)	写 H18. 7. 21	国土交通大臣 北側一雄	本件建物の外壁材料として申請され たパネル「0076」の材料と構成の内 容、また「0076」のパネルの目地幅 が10mmであること
甲82	「国交省指示の救 済試験試験体作成 依頼」と題する電 子メール	写 H22. 1. 6	旭ビルウォー ル株式会社小 野田一之	鹿島建設が、旭ビルウォールを介 して本件建物の再試験体パネルの製造 を岐阜折版に指示してきたこと（な お、「鋼板厚0.5mm」は本施工パネル の仕様であり、「ワールド北青山で 使用した材料、構成」という指示 は、本件建物用の再試験体パネルで あることを隠したものである。
甲83	駐車場用地一時使 用賃貸借契約書	写 H16. 1. 13	控訴人、パー ク24株式会 社大阪支店 常務取締役支 店長 池上博 明	本件土地が駐車場用地として賃貸さ れていたこと

甲号証	標目 (原本・写しの別)		作成年月日	作成者	立証趣旨
甲84	駐車場用地一時使用賃貸借契約について覚書	写	H18. 11. 20	同上	本件土地の賃料が本件基本合意當時、月額850万円であったこと
甲85 の1	「打合せ記録」と題する書面	写	H18. 8. 24	鹿島建設野平ほか	外壁用パネルの実用化を目指して、本施工パネルの製作が進んでいたこと、本施工パネルの目地幅が20ミリであること
甲85 の2	打合図	写	H18. 8. 24	岐阜折版工業株式会社	同上
甲86	図面	写	H19. 12. 20	被控訴人三菱地所設計	被控訴人三菱地所設計が、本件建物のパネルが本施工パネルであり「0076」でないことを知っていたこと、又は容易に確認できること
甲87 の1	電子メール (株式会社タケチ)	写	H21. 12. 25	株式会社タケチ	本施工パネルの自主確認試験の結果、耐火性能基準を満たしていたこと
甲87 の2	KOファサード自主確認試験結果報告書(速報)	写	H21. 12. 25	株式会社タケチ	同上
甲88	民事訴訟法第186条に基づく嘱託調査について	写	H26. 1. 29	国土交通省住宅局建築指導課長	再試験体パネルによる耐火性能確認試験の結果、不合格となつたこと(試験日時は、甲75より平成22年2月27日、28日)
甲89	「2015年7月23日付 堀内社長より」から始まる文書	写	H27. 7. 24	岐阜折版工業元代表取締役専務毛利忠之	「0076」は、かつて一度も商品として製造・出荷された事実がないこと

以上